

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
<p>X 電子決済等代行業</p> <p>X-3 システムリスク</p> <p>X-3-2 主な着眼点</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) サイバーセキュリティ管理</p> <p>① 経営上責任を負う立場の者は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</p> <p>② <u>サービスの内容に応じて、Ⅲ-3-8-2(2)に記載している対策（フィッシング詐欺対策やフィッシング耐性のある多要素認証等）をはじめとする十分なセキュリティ対策を実施しているか。</u></p> <p>(4) ~ 略</p>	<p>X 電子決済等代行業</p> <p>X-3 システムリスク</p> <p>X-3-2 主な着眼点</p> <p>(1) ~ (2) 略</p> <p>(3) サイバーセキュリティ管理</p> <p>経営上責任を負う立場の者は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) ~ 略</p>